

# 中泊町農業委員会会議録

平成30年3月13日

中泊町農業委員会

平成29年度中泊町農業委員会 3月定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年3月13日(火) 午後13時30分～午後14時30分  
 2. 開催場所 小会議室1

3. 出席委員(12人)

会 長	15番	松坂龍美		
会長職務代理者	14番	松田耕司		
委 員	2番	神良一		
	4番	外崎満幸	5番	葛西徳男
	6番	長利弘貴	7番	大川新造
	8番	葛西誠	9番	葛西誠
			11番	澤田健吾
	12番	野上喜代次	13番	木村巧

4. 欠席委員(2人)

委 員	3番	鈴木誠一	10番	長利弘明

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第20号 農地法第18条第6項による通知書について

報告第21号 農地使用貸借の合意解約通知書について

報告第22号 農地等の利用状況報告について

報告第23号 農地移動あっせん委員会の結果について

第4 【議案】

議案第38号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第39号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第40号 中里農業振興地域整備計画の変更(案)について

協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	三上晋一	次 長	竹谷 覚
総括主幹	開米 るみ子	主 幹	前田 和夫
			打越 賢一

## 7. 会議の概要

事務局	<p>ただいまから、平成29年度中泊町農業委員会3月定例総会を開会いたします。</p> <p>本日、出席委員は14名中12名の出席で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長にお願いいたします。</p> <p>はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。</p>
議長	<p>今日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。</p> <p>会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定いたします。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>それでは、議事録署名委員は、12番野上喜代次委員、13番木村巧委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の開米総括主幹と打越主幹を指名いたします。</p> <p>以上で日程第2を終わります。</p> <p>それでは、日程第3の報告第20号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>◎報告第20号</p> <p>3ページをお開き下さい。報告第20号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。 平成30年3月13日提出 中泊町農業委員会会長。</p> <p>今月の賃貸借の合意解約は、5件ございました。内容については、資料をご覧ください。報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの報告第20号について何かご質問等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問なし)</p>
議長	<p>無いようですので、報告第21号について事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>◎報告第21号</p> <p>17ページをお開き下さい。報告第21号「農地使用貸借の合意解約通知書について」農地使用貸借の合意解約通知書について、次のとおり報告する。 平成30年3月13日提出 中泊町農業委員会会長。</p> <p>今月の使用貸借の合意解約は1件ございました。内容については資料をご覧ください。報告は以上です。</p>

議長 ありがとうございます。ただいまの報告第21号について、何かご質問等ございませんか。  
(質問無し)

議長 無いようですので、報告第22号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第22号

事務局 23ページをお開き下さい。報告第22号「農地等の利用状況報告について」農地法第3条第1項の許可を受けた農地（採草放牧地）について、次のとおり報告する。  
平成30年3月13日提出 中泊町農業委員会会長。

平成30年2月28日付けと3月6日付けで、別紙記載の一般法人より当委員会会長宛に農地等の利用状況報告書の提出がありました。本件については、許可の条件として周辺農地との農業上の利用に悪影響を与えないこと、地域の農業における他の農業者との役割分担の状況などが許可の条件となっております。

このたび提出のあった報告書の内容及び現地の状況等を調査確認したところ、本報告書に記載のとおり近隣農業者とのトラブルもなく、かつ適正に耕作されていることを確認しましたので報告いたします。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告第22号について、何かご意見等ございませんか。  
(質問なし)

議長 無いようですので、報告第23号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第23号

事務局 31ページをお開き下さい。報告第23号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(平成30年2月実施分)の結果について、別紙のとおり報告する。  
平成30年3月13日提出 中泊町農業委員会会長

次のページをお開き下さい。2月分の農地移動あっせん申し出は9件ございました。内容については、申出一覧表をご覧いただきたいと思います。以上で報告終わります。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告第23号について、何かご質問等ございませんか。  
(質問無し)

議長 無いようですので次に議案の審議に入ります。

議長 議案第38号の審議に入る前に、13番木村巧委員に関する議案がありまので、農業委員会法第24条（議事参与の制限）の規定により、議案の関係委員は審議に立ち会うことが出来ないことから関係議案の審議中は退席をお願いします。

(木村委員退席)

◎議案第38号

議長 議案第38号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 34ページをお開き下さい。議案第38号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めます。平成30年3月13日提出 中泊町農業委員会会長。

議長 議案第38号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

野上委員 12番 野上です。  
それでは報告いたします。  
去る3月1日、私と11番澤田委員と事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は所有権移転が5件ございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号51番から55番の5件ございました。内訳は、贈与が4件、農地移動適正化あっせん事業による売買が1件となっております。

受付番号51番は、深郷田字甘木、福浦字浦島、福浦字若野尾地内の9筆の畑と田30,500平方メートルの贈与です。譲受人は譲渡し人同様にそ菜と米の栽培をすることでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。

受付番号52番は、高根字小金石地内の1筆の田295平方メートルの贈与です。譲受人は譲渡し人同様に米の栽培をすることでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。

受付番号53番は、田茂木字若宮地内の1筆の田3,093平方メートルの贈与です。譲受人は譲渡し人同様に米の栽培をすることでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。

受付番号54番は高根字小金石地内の3筆の田390平方メートルの贈与です。譲受人は譲渡し人同様に米の栽培をすることでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。

受付番号55番は、尾別字胡桃谷地内の1筆の田8,350平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は譲渡し人同様に米の栽培をすることでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。

受付番号51番から55番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 ないようですので、お諮りいたします。議案第38号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第38号は原案のとおり決定いたします。

(木村委員着席)

議長 議案第39号の審議に入る前に、11番澤田健吾委員に関する議案がありまので、農業委員会法第24条(議事参与の制限)の規定により、議案の関係委員は審議に立ち会うことが出来ないことから関係議案の審議中は退席をお願いします。

(澤田委員退席)

#### ◎議案第39号

議長 議案第39号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 40ページをお開き下さい。議案第39号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。平成30年3月13日提出 中泊町農業委員会会長

次のページをお開き下さい。それではご説明いたします、平成30年3月9日付け中農政第292号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

43ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が9件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターから認定農業者等への売渡が3件と公益社団法人あおもり農林業支援センターの買入が6件となっています。

受付番号48番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、宮野沢字蛸澤と高根字小金石の農地5筆、地目は田、面積は12,875㎡です。売買価格は128.7万円です。対価の支払い期限は平成30年3月22日を予定しております。

受付番号49番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、田茂木字若宮と薄市字沖原の農地3筆、地目は田、面積は7,759㎡です。売買価格は155.1万円です。対価の支払い期限は平成30年3月22日を予定しております。

受付番号50番は、あおり農林業支援センターから農業者への売渡です。  
関係農地は、田茂木字若宮の農地2筆、地目は田、面積は1,984㎡です。売買価格は20万円です。対価の支払い期限は平成30年3月22日を予定しております。

受付番号51番は、あおり農林業支援センターの買入です。  
関係農地は、豊島字千鳥の農地9筆、地目は田、面積は15,757㎡です。売買価格は630万円です。対価の支払い期限は平成30年3月27日を予定しております。

受付番号52番は、あおり農林業支援センターの買入です。  
関係農地は田茂木字若宮の農地4筆、地目は田、面積は7,556㎡です。売買価格は100万円です。対価の支払い期限は平成30年3月27日を予定しております。

受付番号53番は、あおり農林業支援センターの買入です。  
関係農地は、中里字平山の農地1筆、地目は田、面積は4,614㎡です。売買価格は138.4万円です。対価の支払い期限は平成30年3月27日を予定しております。

受付番号54番は、あおり農林業支援センターの買入です。  
関係農地は、田茂木字若宮の農地4筆、地目は田、面積は9,989㎡です。売買価格は210万円です。対価の支払い期限は平成30年3月27日を予定しております。

受付番号55番は、あおり農林業支援センターの買入です。  
関係農地は、薄市字花持の農地6筆、地目は田、面積は8,301㎡です。売買価格は210万円です。対価の支払い期限は平成30年3月27日を予定しております。

受付番号56番は、あおり農林業支援センターの買入です。  
関係農地は、高根字小金石の農地3筆、地目は田、面積は10,121㎡です。売買価格は250万円です。対価の支払い期限は平成30年3月27日を予定しております。

所有権の移転につきましては以上です。

67ページをお開き下さい。今月の利用権設定は新規の設定が5件、再設定が21件で、面積が257,760平方メートルです。

受付番号98番は再設定で、設定する農地は中里地内ほかの1筆の「田」10,566平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号99番は新規の設定で、設定する農地は八幡地内ほか5筆の「田」9,722平方メートルです。期間は1年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1.5俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号100番は再設定で、設定する農地は今泉地内の3筆の「田」7,137平方メートルです。期間は6年間で、土地改良費は無し。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号101番は新規の設定で、設定する農地は薄市地内の6筆の「田」12,184平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号102番も新規の設定で、設定する農地は中里地内の2筆の「田」6,045平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は全部で米8俵の物納、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号103番も新規の設定で、設定する農地は大沢内地内の3筆の「田」3,111平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号104番は再設定で、設定する農地は大沢内地内の1筆の「田」2,582平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号105番も再設定で、設定する農地は大沢内地内の1筆の「田」9,770平方メートルです。期間は6年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり30,700円、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号106番も再設定で、設定する農地は大沢内地内の1筆の「田」3,551平方メートルです。期間は6年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり30,132円、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号107番も再設定で、設定する農地は深郷田地内ほか3筆の「田」16,893平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号108番も再設定で、設定する農地は富野地内の3筆の「田」18,739平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費の水利費は借主負担、工事費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号109番も再設定で、設定する農地は中里地内の1筆の「田」11,028平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3.5俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号110番も再設定で、設定する農地は八幡地内の5筆の「田」24,264平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号111番も再設定で、設定する農地は小泊地内の1筆の「田」1,156平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は無し。賃借料は10アール当たり米1俵の物納、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号112番も再設定で、設定する農地は小泊地内の2筆の「田」3,171平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は無し。賃借料は10アール当たり米1俵の物納、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。



受付番号113番も再設定で、設定する農地は小泊地内の1筆の「田」4,716平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は無し。賃借料は10アール当たり米1俵の物納、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号114番も再設定で、設定する農地は小泊地内の1筆の「田」3,066平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は無し。賃借料は10アール当たり米1俵の物納、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号115番も再設定で、設定する農地は小泊地内の1筆の「田」5,424平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は無し。賃借料は10アール当たり米1俵の物納、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号116番も再設定で、設定する農地は小泊地内の2筆の「田」5,194平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は無し。賃借料は10アール当たり米1俵の物納、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号117番も再設定で、設定する農地は今泉地内の15筆の「田」35,925平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり15,000円、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号118番も再設定で、設定する農地は薄市地内の1筆の「田」5,287平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は無し。賃借料は10アール当たり20,000円、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号119番も再設定で、設定する農地は薄市地内の1筆の「田」7,005平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は無し。賃借料は10アール当たり米2俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号120番も再設定で、設定する農地は薄市地内の2筆の「田」4,554平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号121番は新規の設定で、設定する農地は高根地内の3筆の「田」2,818平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号122番は再設定で、設定する農地は田茂木地内の9筆の「田」39,625平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は30,000平方メートル分は10アール当たり10,000円、残り面積分は作業受託料で相殺。毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号123番も再設定で、設定する農地は小泊地内の1筆の「田」4,227平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は無し。賃借料は10アール当たり米1俵の物納、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

事務局

続いて82ページをお開きください、農地中間管理機構の借入れ3件で、設定する面積が62,710平方メートルです。それでは順次ご説明します。

受付番号機構29-15は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の12筆の「田」36,836平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり30,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構29-16も新規の設定で、設定する農地は宮川地内の2筆の「田」13,316平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3.5俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構29-17も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」12,558平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3.5俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第39号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第39号は原案のとおり決定いたします。

(澤田委員着席)

◎議案第40号

議長 続きまして、議案第40号「中里農業振興地域整備計画の変更案について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

90ページをお開き下さい。議案第40号「中里農業振興地域整備計画の変更案について」当該計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので意見を求める。

平成30年3月13日提出 中泊町農業委員会会長

次のページをお開き下さい。平成30年2月26日付、中農政第276号で中泊町町長より当農業委員会会長あてに中里農業振興地域整備計画の変更案について意見を求められておりますので、その概要についてご説明いたします。

事務局

事業計画によりますと農振農用地区域内にある中泊町大字田茂木字鳴見地内の3筆の「田」、面積が1,784.05平方メートルの敷地に、ライスセンターを増設したいとのことであります。申請地は申請者が所有するライスセンターの隣地であり、昨今の経営面積の拡大により既存の施設では作業効率が悪く増設したいとのことであります。

申請地は田茂木集落から北方向へ約80メートルほど離れた、北側は農道、東側、南側、西側は農地に隣接する第1種農地であります。今回の変更申出は、土地の所有者、利用者が自己用の農業用施設の用に供するために、その土地を農用地区域の用途区分の変更する場合に該当し、軽微な変更にと該当すると思われます。以上の事業内容、概要から問題ないものと思われます。

以上、中里農業振興地域整備計画の変更案についての説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。これより質疑にはいります。

議長

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長

質疑もないようですのでお諮りいたします。議案第40号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長

異議もないようですので、議案第40号は原案のとおり決定いたします。

議長

議事については以上で終了しました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局

それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

議長

その他の件について、委員から何か意見ありませんか。

議 長

それでは、以上をもちまして、平成29年度中泊町農業委員会3月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年3月13日

農業委員長

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_